

経緯

- 平成27年5月以降、ジカウイルス感染症については、ブラジルをはじめとする中南米地域において多数の患者が報告されており、妊婦が当該感染症に感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクについても指摘されている。また媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地に生息しており、今後、国内で感染が拡大する可能性もある。こういった状況を踏まえ、ジカウイルス感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第5項第11号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「施行令」という。）の一部が改正され、四類感染症として当該感染症が追加されたところである。
- 上記施行令改正に伴い、船員法施行規則の一部を改正するもの。

船員法施行規則の改正内容

- 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）においては、船内労働に適することを証明する健康証明書を取得するために必要な健康検査の合格標準を第2号表に規定しており、同表中に、感染症法に定める感染症のうち、船員が感染する可能性又は船内でまん延する可能性があるものを健康検査に不合格となる伝染病として定めている。
今般、施行令に四類感染症として追加されたジカウイルス感染症についても、上記船員の感染可能性等に鑑み、健康検査に不合格となる伝染病として、第2号表に加えることとする。
その他、所要の改正を行う。

【新規に追加する感染症】

ジカウイルス感染症、チクングニア熱、侵襲性肺炎球菌感染症

【名称を変更する感染症】

侵襲性髄膜炎菌感染症(旧称:髄膜炎菌性髄膜炎)

※四類感染症: 既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるもの

公布・施行予定:5月上旬